



発行：野村地区まちづくり協議会

第3号：平成23年3月

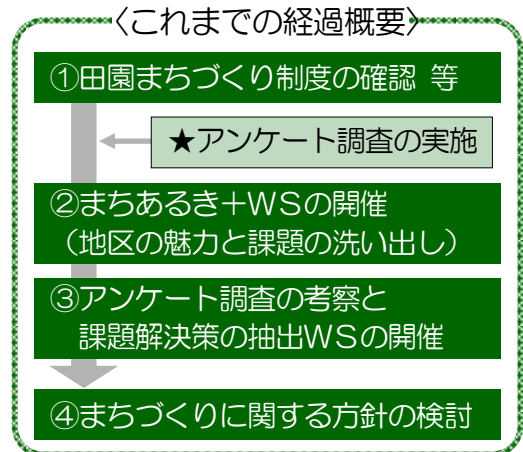
★「まちづくりに関する方針」(案)まとまる!

向春の候、皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当協議会は、右記にお示しする通り、これまでWS（ワークショップ）やまちあるき、アンケート調査等の取り組みを進めてきましたが、この度、これらの活動の中でまとめた意向を基に田園まちづくり制度に位置づけられた「まちづくりに関する方針」(案)をまとめました。

今後のまちづくりの大きな目標・方針を示すものとなりますので、皆様ご一読くださいますよう、よろしくお願い致します。

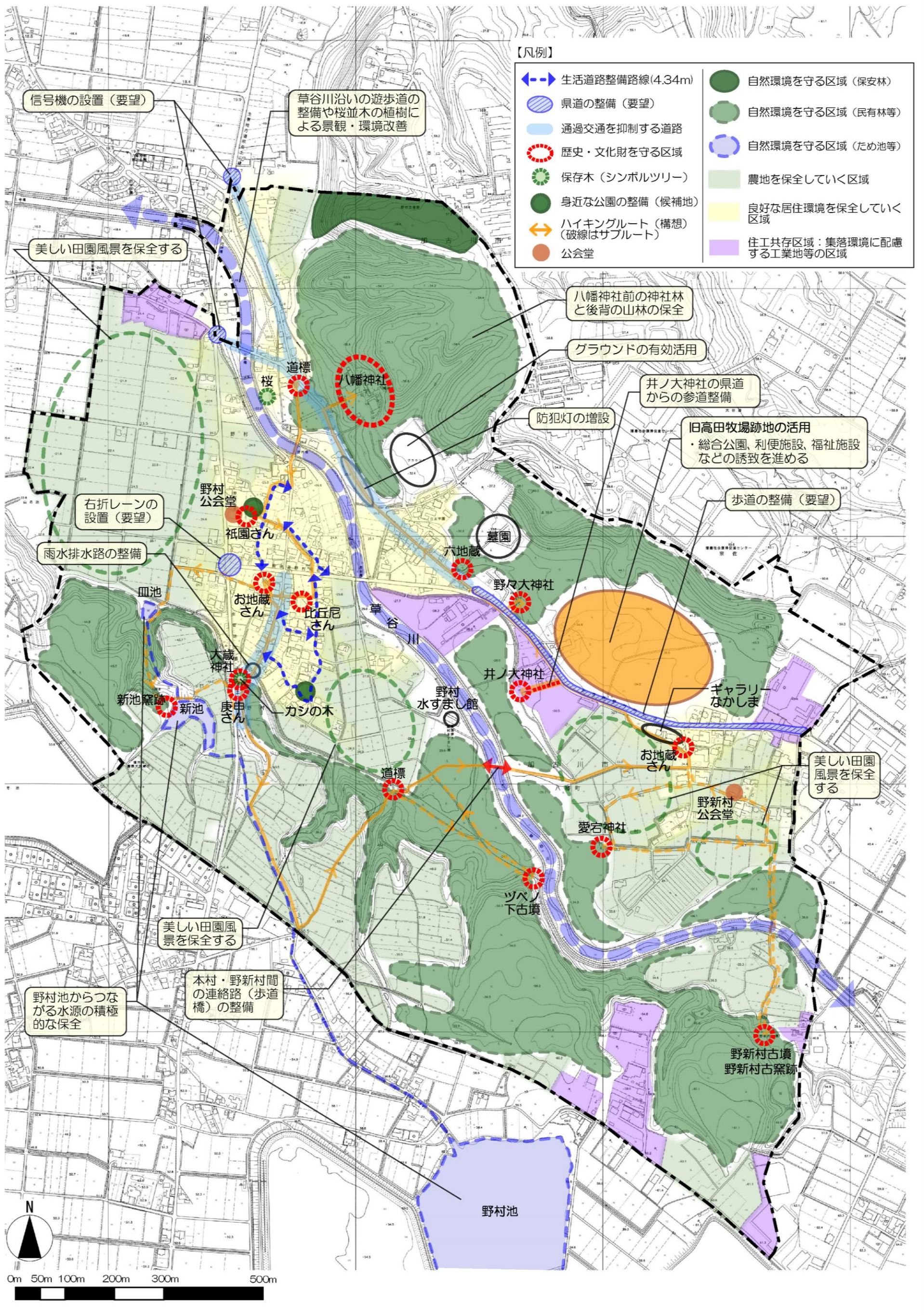
また、来年度から検討をはじめると土地利用計画等に向けての準備も進めております。



■まちづくりに関する方針（案）

計画名称	野村地区田園まちづくり計画
目標・テーマ	<p>豊かな自然と歴史・文化に包まれた風土の中で安全・安心でうるおいのあるまちづくりをめざします</p> <p>八幡神社の御膝元、山林や田園風景等の豊かな自然に包まれた閑静な集落環境や地域に根ざした歴史・文化を保全・育成しつつ、野村の風土と調和した環境保全（守る）、公共施設の整備（創る）、土地活用等（活かす）を住民・事業者みんなで進めます。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・守る：水と緑の豊かな自然や田園風景、落ち着いた集落景観を保全します ・創る：安全・安心で快適な集落環境や便利でうるおいのあるまちを創ります ・活かす：野村の田園風土と調和した土地活用と歴史・文化を活かすまちづくりを進めます
新規居住者の住宅区域設定上限	<p>40戸</p> <p>※ 昭和46年以降でピークとなる昭和56年の人口(657人)と平成22年6月の人口(540人)を比べ、117人(657人-540人)増加が可能なことから、39戸分の新規居住者の住宅区域の設定が可能。(117人 ÷ 2.96人(平成21年の世帯当たり人数) ≒ 40戸)</p>

※裏面（P3）に続く



※この構想図は、決定したものでなく、今後必要があれば修正していきます。

施策項目		施策内容	
守る	1. 集落環境の保全に関する事項	建物の高さについて	10m（3階）以下 （構想図に示す住工共存区域（工場地等）については、15m以下）
		汚水対策について	農業集落排水区域外では、合併浄化槽を設置します。
守る	2. 集落景観の保全・形成	地区景観計画（基準）の指定	<p>①全体：建物の形態・意匠は、周辺の田園風景や落ち着いた集落景観と調和するものとし、特に集落区域に近接する工場施設については、敷地外周部への緑化や建物の外観色彩に配慮するものとし、</p> <p>②屋根：■守るべき基準：屋根の色彩は、原色などのけばけばしい色彩は避け、落ち着いたものとし、 ★推奨基準：瓦等の明度の低い無彩色の傾斜屋根を推奨します。</p> <p>③外壁：■守るべき基準：外壁の色彩は、以下に示すマンセル表色系の彩度以下とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> R(赤)・YR(橙)系：彩度6以下 Y(黄)系：彩度4以下、他の色相：彩度2以下 </div> ★推奨基準：木材や土壁材等の自然素材を用いたもの、又は、それらに近い色彩を用いた集落景観に調和するものを推奨します。</p> <p>④垣・柵：■守るべき基準（住工共存区域）：構想図に示す住工共存区域内の工場地については、道路や河川、水路に面する敷地際を生垣等により緑化することとし、 ★推奨基準：道路に面する垣・柵の構造は生垣が望ましい。塀を設ける場合は、自然素材を用いたまち並みに調和する意匠を推奨します。</p> <p>⑤空地利用：■守るべき基準：地区内の空地、工場跡地等において、まちの環境や美観を著しく損なう廃品ストックヤード等の土地利用は避けることとし、止むを得ない場合は、道路等の公共空間から堆積物が見えないよう生垣等により遮蔽することとし、</p>
	3. 公共施設の整備を図る取組み		道路・交通等の整備について
創る	4. その他の施設の整備を図る取組み		<ul style="list-style-type: none"> 総合公園や便利施設、福祉施設等の誘致 移動店舗（食料品等）や定期的出前サービス（福祉等）のネットワークの構築 老人憩いの家等の世代別たまり場の設置の推進
	5. 安全安心対策		<ul style="list-style-type: none"> 集落内の生活道路、通学路における車輛の通過交通の抑制 暗く危険な箇所への防犯灯（街路灯）の設置
活かす	6. 歴史を活かす取組み		<ul style="list-style-type: none"> 「野村の歴史・文化冊子」、「野村の歴史・文化散策マップ」等の作成・配布による地域PR
	7. 自然を活かす取組み		<ul style="list-style-type: none"> 八幡営農組合の農業振興施策との連携による美しい田園風景の保全・育成 自然を感じられるハイキングルートや散歩道の設定・整備・PR 八幡神社ウラ山などへの桜や紅葉の植樹による彩り活動 草谷川沿いの遊歩道の整備や桜並木の植樹等による景観・環境改善
	8. 地縁者の範囲		<ul style="list-style-type: none"> 八幡小学校区域
	【附 図】		<ul style="list-style-type: none"> 野村地区 まちづくり構想図

※これらの施策方針は、決定したものでなく、今後必要があれば修正していきます。

——<お問い合わせ先>——

当地区の田園まちづくりについてご意見、ご質問がありましたら、下記までお問合せ下さい。

野村地区まちづくり協議会

会長：

（TEL：

）